

平成28年6月10日～

トラック検査評価点基準変更について

	現在の検査基準	内装 評価
S点	・内外装ともに新車の状態に等しいもの ※初年度登録より6ヶ月まで ※走行15,000kmまで	A評価
6点	・商品状態が良好なもの ※初年度登録より12ヶ月まで ※走行30,000kmまで	B評価 以上
5点	・内外装共に軽微な加修で済むもの ・6点評価に近いもの ※中Ⅰまで、走行50,000kmまで 中Ⅱ以上、走行100,000kmまで	
4.5点	・中古の上物を装着したもので商品状態が良好なもの ※初年度登録より36ヶ月まで	
4点	・キャブ交換（新車3年未満で交換）で良好なもの ・ボディ各部の曲り、捻れ、凹みが少なく、 荷台の状態が良好なもの	C評価 以上
3.5点	・走行不明（#）車両・メーター改ざん（*）車両 ・キャブ交換（新車3年以降で交換）で良好なもの ・キャブフロントピラー、フロントパネル、インナーパネル修正 ・交換が良好なもので、4点評価に近いもの	
3点	・外装の仕上げが良好でないもの （外装の仕上げをしていないもの） ・キャブフロントインナーパネル及びフロントパネル交換で フロアの修正が良好なもの ・キャブリアコーナーパネル及びバックパネルの修正・交換 が良好なもの ・ボディ床板及び床鉄板の部分修正がきくもの	D評価 以上
2点	・キャブフロア、ルーフの修正が良好でないもの ・キャブ・ボディ・フレームに錆が多いもの ・ボディ鳥居・煽りの曲り大・ボディ捻れ大・ダンブ前立曲がり大 ・機関・電装系の機能不具合が大きいもの	
1点	・内外装が粗悪なもの・フレームの錆大 ※冠水・消火剤散布車両	
0点	・現状車両・特殊車両等、検査基準に該当しない車両。 ・フレーム腐食穴・ボディ交換を要するものでアライAAの 判断によるもの	
R点	RA点：修復車両 （修復が軽微なもの、骨格部位の損傷・改造、加工等） RB点：修復車両 （修復が軽微でないもの、骨格部位の損傷・改造、加工等）	



H28/6/11 改訂後の検査基準
廃止
廃止
・内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの ・上物（ボディ）に、多少の使用感があるもの ※中Ⅰ：走行50,000kmまで 中Ⅱ・大型・特大：走行100,000kmまで
廃止
・外装に多少の凹み、傷、钣金修理跡があるが修正 せずに十分使用可能なもの ・上物（ボディ）各部に、曲り、捻れ、凹みが少なく、 状態が良好なもの ※中Ⅰ：走行200,000kmまで 中Ⅱ：走行500,000kmまで 大型・特大：走行800,000kmまで
廃止
・通常摩耗などがあり、修理・修正を必要とするもの ・目立つ錆、腐食があるもの ・エンジン・トランスミッションに不具合があるもの ・フレーム・クロスメンバーに歪があるもの （歪大は評価0点） ・フロントパネル・キャブバックパネルの交換 ・上物（ボディ）に瑕疵があるもの （ボディ取付けに不具合のあるもの） ・キャブフロアより下位置に歪・修正・交換があるもの ・走行不明（#）車両、メーター改ざん（*）車両
・車両状態が悪く、商品価値の低いもの
・冠水・消火剤散布車両などの瑕疵車両 ・粗悪車両 ・フレーム・クロスメンバーに亀裂・腐食穴があるもの ・キャブ・上物（ボディ）の腐食穴大
・現状車両等、検査基準に該当しない車両 ・エンジン・トランスミッションの不具合大車両 ・走行危険（不可）車両・不動車両
R点： 修復車両（骨格部位の損傷・改造・加工等）
R1点：修復車両であり、フレーム・ クロスメンバーに亀裂・腐食穴があるもの。
R2点：修復車両であり、車両状態が悪く、 钣金・修理等の必要な箇所が多数あり、 商品価値の低いもの

変更点

1. トラック評価点ランク 12段階→9段階へ変更

2. 新トラック評価点は、内装評価と連動しない

3. トラック・バスの修復車両基準

- ①キャブ交換。 ②キャブルーフパネルの交換。 ③キャブサイドパネル・リアピラーの交換。
- ④キャブフロント・リアピラーの歪・修正・交換（外部露出部分の損傷及び修正は修復としない）。
- ⑤キャブフロアの歪・修正・交換（フロアメンバーも同様）。
- ⑥キャブフロントインナーパネルの歪・修正・交換（ボンネットタイプの内側部分）
- ⑦メインフレームの修正、クロスメンバーの修正・交換。
- ⑧バスの修復については、上記①～⑦項に記載する内容と同様の基準とする
※④・⑤については、腐食穴・亀裂が有る場合は修復とする。
※検査基準内容に示す評価点はあくまでも上限評価とする。
・修復車両で且つ、瑕疵車両（冠水・消火剤散布車両）と重複した車両の場合は、
修復車両評価点【R点】と瑕疵車両評価点【1点】を連動し、《R1点》とする。